

○千葉県学校給食センター運営委員会規則

昭和 42 年 7 月 10 日

教委規則第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、千葉県学校給食センター設置管理条例（昭和 42 年千葉県条例第 37 号。以下「条例」という。）第 4 条の規定により設置された千葉県学校給食センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(昭和 45 教委規則 6・全改)

(運営委員会の委員)

第 2 条 条例第 6 条の規定により教育委員会が委嘱し、又は任命する運営委員会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから委嘱し、又は任命する。

- (1) 千葉県学校保健会理事
- (2) PTA の代表者
- (3) 市保健所長
- (4) 市立学校長
- (5) 知識経験を有する者

(昭和 45 教委規則 6・旧第 5 条繰上・一部改正、昭和 63 教委規則 6・平成 12 教委規則 9・平成 13 教委規則 4・一部改正)

(運営委員会の役員)

第 3 条 運営委員会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1 名
 - (2) 副会長 1 名
- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(昭和 45 教委規則 6・旧第 6 条繰上)

(運営委員会の招集)

第 4 条 運営委員会は、必要のつど会長が招集する。

- 2 運営委員会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 運営委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(昭和 45 教委規則 6・旧第 7 条繰上)

(運営委員会の庶務)

第5条 運営委員会の庶務は、学校教育部保健体育課において処理する。

(昭和45教委規則6・旧第8条繰上、平成30教委規則1・一部改正)

(補則)

第6条 この規則に定めるもののほか運営委員会に関し必要な事項は、教育長が定める。

(昭和45教委規則6・全改)

附 則

この規則は、条例施行の日から施行する。

附 則 (昭和45年9月30日教委規則第6号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和63年3月30日教委規則第6号)

この規則は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年6月27日教委規則第9号)

この規則は、平成12年7月1日から施行する。

附 則 (平成13年3月22日教委規則第4号)

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月26日教委規則第1号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。